

香川縣市町総合事務組合消防賞じゅつ金等条例

平成16年6月23日

条 例 第 8 号

改正 平成19年2月23日 条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、香川縣市町総合事務組合規約（平成16年16自振第18114号）別表第2の左欄第7号に掲げる事務を共同処理する構成団体に勤務する消防職員、消防団員及び海防団員（以下「消防団員等」という。）に賞じゅつ金を授与すること並びに消防団員等及び香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第6号。以下「補償条例」という。）第5条第2項第2号に規定する消防作業従事者等に弔慰金及び見舞金を授与することを目的とする。

(種類)

第2条 賞じゅつ金は、殉職者賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び障害者賞じゅつ金の3種類とする。

(授与の要件)

第3条 香川縣市町総合事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、消防団員等が災害発生時において消防業務に従事中、災厄を被ることを予断できるにもかかわらず、これを顧みることなく、その職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡し、又は重度障害の状態（補償条例第9条第2項に規定する第1級から第8級までの障害等級に該当する障害がある状態をいう。以下同じ。）となった場合においては、これに殉職者賞じゅつ金又は障害者賞じゅつ金を授与することができる。

2 管理者は、消防団員等が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し、その功労が特に拔群と認められる場合においては、殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。ただし、この場合においては、前項の規定による賞じゅつ金は授与しない。

3 管理者は、消防団員等が第1項又は第2項以外の公務に従事中災害を受け、そのため死亡し、又は重度障害の状態となった場合においては、これに予算の範囲

内において弔慰金又は見舞金を授与することができる。

- 4 管理者は、消防作業従事者等が消防作業等に從事中災害を受け、そのために死亡し、又は重度障害の状態となった場合においては、これに予算の範囲内において弔慰金又は見舞金を授与することができる。

(金額)

第4条 殉職者賞じゅつ金の額は、功労の程度により、900万円以上2,520万円以下とする。又、扶養親族が2人以上あるときは、1人を超える扶養親族5人まで、1人につき10万円を加算することができる。

- 2 殉職者特別賞じゅつ金の額は、3,000万円とする。又、扶養親族が2人以上あるときは、1人を超える扶養親族5人まで、1人につき10万円を加算することができる。

- 3 障害者賞じゅつ金の額は、別表に定める障害等級の区分ごとに功労の程度により定める。

第5条 弔慰金は、第3条第3項及び第4項の該当者のうち死亡した場合に授与するものとし、その額は、800万円以下とし、災害発生時の状況等により定める。

第6条 見舞金は、第3条第3項及び第4項の該当者のうち重度障害の状態となった者に授与するものとし、その額は500万円以下とし、災害発生時の状況及び障害等級等により定める。

(授与の対象)

第7条 殉職者賞じゅつ金若しくは殉職者特別賞じゅつ金又は弔慰金は、殉職者の遺族に授与するものとし、その遺族の範囲及び順位等は、補償条例第11条第1項から第3項までに準ずるものとする。

(審査)

第8条 賞じゅつ金並びに弔慰金及び見舞金の授与についての審査を行うため、審査会を設置する。

- 2 賞じゅつ金並びに弔慰金及び見舞金の授与については、審査会の審査を経なければならない。

(委任規定)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 16 年 7 月 1 日以後において賞じゅつ金又は弔慰金若しくは見舞金の授与の要件を満たす事由の生じた者について適用する。
- 2 平成 16 年 6 月 30 日までに賞じゅつ金又は弔慰金若しくは見舞金の授与の要件を満たす事由が生じ、香川県消防補償等組合消防賞じゅつ金等条例（以下「旧条例」という。）の適用を受ける者で、賞じゅつ金又は弔慰金若しくは見舞金を授与されていない者については、旧条例の規定に基づき、香川県市町総合事務組合において授与する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 障害者賞じゅつ金（第 4 条第 3 項関係）

障害等級	功労の程度及び障害等級による支給額
第 1 級	20,600,000 円以下 9,500,000 円以上
第 2 級	15,500,000 円以下 8,500,000 円以上
第 3 級	13,600,000 円以下 7,500,000 円以上
第 4 級	12,100,000 円以下 6,700,000 円以上
第 5 級	10,300,000 円以下 5,900,000 円以上
第 6 級	9,000,000 円以下 5,200,000 円以上
第 7 級	7,600,000 円以下 4,500,000 円以上
第 8 級	6,400,000 円以下 3,800,000 円以上

備考 功労の程度による増額 障害等級が第 1 級に該当するものについては、最高額に 1,000,000 円を加算することができる。